

議案第30号

すみだステップハウスおおぞら条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年9月12日

提出者 墨田区長 山 本 亨

すみだステップハウスおおぞら条例の一部を改正する条例

すみだステップハウスおおぞら条例（平成21年墨田区条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条中「東京都墨田区文花一丁目32番7号」を「東京都墨田区立花三丁目2番9号」に改める。

付 則

この条例は、墨田区規則で定める日から施行する。

（提案理由）

旧文花小学校の校舎を解体することに伴い、当該校舎の一部を利用して設置しているすみだステップハウスおおぞらの位置を改める必要がある。